令和4年第1回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況 (経済部環境・エネルギー局環境・エネルギー課(総務部危機対策局危機対策課、 原子力安全対策課))

> 開催年月日 令和4年3月18日 質 問 者 民主・道民連合 高橋 亨 委員 答 弁 者 経済部長、環境・エネルギー局長、 エネルギー政策担当課長

質問要旨答弁要旨

# 二 原発への新たな脅威について

(一) 爆撃や制圧について

(高橋委員)

先般、原子力規制委員会の更田委員長が、衆議院の 経済産業委員会で、ウクライナの原発をロシア軍が攻 撃したことに関しまして、日本国内の原発がミサイル 攻撃を受けた場合、「放射性物質がまき散らされるこ とが懸念される、現在の設備で避けられるとは考えて いない。」、「2国間の紛争による武力攻撃に対する危 険性はこれまで明言してこなかった。」、また、制圧 についても、「コントロール全体を握られる。その後 はどんな事態も避けられない。」と発言をしていまし た。戦争が起こるなどということは想定をしておりま せんでしたから、9.11のときのように飛行機がぶつか ってくるということは想定をしますけれども、ミサイ ル攻撃をされるといったことや、悪意を持った集団が 内部制圧をするということはこれまで想定をしてこな かったということでございまして、原発は非常に脆弱 であるということが今回のロシア・ウクライナの問題 で明らかになったというふうに思っています。

国は、国内の電気エネルギーの20~22%を原発でまかなうということをエネルギー基本計画に盛り込んでおりますけれども、あり得ない事が起きてしまった以上、つまり、ジュネーブ条約で、禁じられている原発・ダム・防波堤への攻撃を、条約に批准をしているロシアが何のためらいもなく踏みにじる、そしてそういう戦争を行っていることを私たちは目にしているわけでございます。

そして、そのことに耐えられなければ安全な原発施設とは言えない。それは想定していないということでございますけれども、したがって本道におけるエネルギー供給源を今後も原発で一定割合確保するということはなかなか言い切れなくなってきたのではないかなと思っています。更田委員長発言に対する道の見解を伺います。

### (高橋委員)

まさしく想定はしていないんですね。規制委員会の田中前委員長も、原発は平和でなければ動かすことはできないんだということを言っているわけで、極力、戦争は避けてほしいということを言っているわけでございます。

# (エネルギー政策担当課長)

原発への武力攻撃についてでございますが、原子力 規制委員会は、原子力発電所の安全性について、新規 制基準により原子力発電所への航空機の衝突などのテ 口を想定して、必要な対策を事業者に求め、確認して おりますが、ミサイル攻撃などの武力攻撃に対する対 策等は要求していないとしており、道といたしまして も、現行の新規制基準では、ミサイル攻撃などの武力 攻撃は想定されていないものと理解をしております。

ミサイル攻撃などの武力攻撃に対しては、自衛隊による活動のほか、事態対処法や国民保護法等の枠組みの下で、関係機関が連携をして、国民の安全を守るために備えているものと承知をしております。

# (二) 道のエネルギー政策について

#### (高橋委員)

ロシアは日本に対して「非友好国」に指定をしまし た。北朝鮮は、幾度となく日本海に向けてミサイルを 発射しています。そして、日本は中国を仮想敵国とし て「敵基地攻撃能力」の拡大をめざし、中国を刺激し ているという状況でございます。この3国は核保有国 であり、日本の隣国であります。さらに、西側の概念 で表す民主主義国家ではなく専制主義国家であり、ロ シア同様トップの意思のみで戦争を起こすことが出来 る国ということになっているわけです。とりわけ、原 発の多くがこれらの国と海を挟む日本海側に林立して おります。泊原発も日本海側に位置します。宗谷海峡 や津軽海峡ではロシアの艦船が幾度となく通過をして いるわけでございます。また、迎撃ミサイル構想につ いても、鬼木防衛副大臣は「ミサイル技術の向上によ り迎撃が難しくなっている。」ことを認めているわけ でございます。

今、世界は戦争は起きえるという新たな時代を迎えております。これらの状況に晒されている原発についてどのように認識をされているのか伺います。

#### (高橋委員)

先ほども申し上げましたけれども、戦争になってくれば何があってもおかしくないということで、ジュネーブ条約に批准している国でさえ、それも関係なく破ってやってくるということでございますから、気持ちはわかりますけれども、そのことだけに依拠できるわけではないというふうに思っております。

### (三) 警備体制について

# (高橋委員)

原発は戦争による攻撃だけではなくて、悪意を持った集団によっての制圧も想定される恐れがあると、アメリカもフランスも、原発の警備には隙を作らないことを基本に構築しております。

岸田総理も、原発銀座と言われる福井県に設置されている専従の「原子力施設警備隊」を横展開出来ないか検証した上で議論をしたいと発言をしております。

泊原発にも道警が常駐されていると聞いておりますけれども、現在の警備はどのようになっているのでしょうか。

また、訓練された集団が原発を制圧しようと自動小 銃などの武器を使用して行動を起こした場合、道民が 安心できる警備体制を敷いているのか伺います。

#### (高橋委員)

企業が出来ることには限界があって、こういう大きなことになってくると国が対応していかなきゃならないということになるわけでございます。

### (環境・エネルギー局長)

原発についてでありますが、原発は、「ジュネーブ 諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追 加議定書」におきまして、ダムや堤防と並び、これら を攻撃することで住民に重大な損失をもたらすとき は、「攻撃の対象としてはならない」とされており、 道では、これに反する行為は、国際秩序の根幹を揺る がすものとして断じて容認できないと考えておりま す。

道といたしましては、原発は安全性が確保されることが大前提であり、その安全性の確保については、我が国全体の安全保障やエネルギー政策に責任を持つ国において、今般のロシアによるウクライナ侵略なども含めた国際情勢の変化も踏まえ、適切に対応すべきと認識をいたしております。

# (エネルギー政策担当課長)

原発の警備についてでございますが、原子力発電所においては、警察が、銃器や防弾仕様の警備車両を備えた部隊によって24時間体制で警戒し、テロ事案発生時には、高度な制圧能力をもつ特殊部隊を投入する体制が整えられておりますほか、海上保安庁でも、全国の原子力発電所に対して、巡視船艇・航空機による警戒を行っているものと承知をしております。

また、事業者は、原子炉等規制法に基づき、立入制限区域等の設定のほか、防護のために必要な設備の整備、出入管理などについて求められているところでございます。

# (三) -再 警備体制について

#### (高橋委員)

警備体制をいくら構築をしても、外部・内部のリスクを充分に補えるというわけではないわけであります。

武力攻撃はあり得ないと言うことをいつまでも念頭に入れるのであれば、有事になった場合、放射能汚染から国民を守ることは出来ないという現実を、政府は率直に国民に対し語るべきでは無いかと思いますが如何でしょうか。

# (四) 安全への認識について

### (高橋委員)

私が聞いているのは、原発にはリスクを伴うということでございます。安全性や必要性を説明してくださいとお願いしているわけではないわけでありまして、今回のロシア軍によるウクライナ侵略は、国際条約で禁止されている原子力施設への攻撃を戦術的に行っているわけでございます。

戦争になれば敵のアキレス腱を攻めると、これが当たり前の話です。これまでも、戦争が起きれば原発が狙われるだろうということは言われてきたはずであります。一番致命的な場所を制圧するということで、その国の電力エネルギーを手中にするだけではなくて、放射性物質の放出という世界に向けたカードまで押さえているわけでございます。核を使うよりも、原発を押さえると、この方が効果的であるということでございます。

知事は常々「原発は安全が第一」と話していますが、 世界は変わってしまったんです。これまでとこれから の安全では、概念が全く違うことになるわけでござい ます。原発の存在が引き起こすリスクを、規制委員会 や私たちと道は共有出来るのか。その現実を国民、道 民に説明するのは行政の役割であります。改めてリス クの説明の必要性の考え方をお聞きすると共に、原発 に依存し続けようとする道のエネルギー供給の方向性 は再検討が必要だと思いますが、部長の認識を伺いま す。

### (高橋委員)

何度も繰り返して申し訳ありませんけれども、いままでの概念とこれからの概念は変わってきたということだけは十分理解した中で、これからのエネルギー政策に取り組んでいただきたいというふうに思っております。

# (髙橋委員)

原発への新たな脅威について、知事にもお考えを伺いたいと思いますので、これについても知事総括の方をひとつよろしくお願いいたします。

### (エネルギー政策担当課長)

答

国民への説明についてでございますが、国は、原子力発電所への武力攻撃に対しては、自衛隊による活動のほか、事態対処法や国民保護法等の枠組みの下で、原子力施設の使用停止命令や住民避難等の措置を準備して対応していくとした考え方を、今般の国会議論の中で示したものと承知をしております。

道といたしましては、原発の安全性や必要性については、国において丁寧な説明を行うなど国民の理解が得られるよう取り組むべきと考えております。

# (経済部長)

原子力発電についてでありますが、道といたしましては、原発の安全確保については、我が国全体の安全保障やエネルギー政策に責任を持つ国において、国際情勢の変化も踏まえ、適切な対応がなされますととくに、その対応につきましては、リスクを含め、広たと国民に対し説明する必要があると考えており、また、国の規制責任と事業者の安全責任という基本的な枠組みの中では、国において、最新の知見を反映した厳格な規制基準に基づき、厳正な審査や検査が行われることを第一として、事業者においても、保安体制の充実に向けて不断に取り組むことが重要でございます。

エネルギーは暮らしと経済の基盤であり、安全性を前提に、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的な視点とし、変化にも柔軟に対応できるよう、多様な構成とすることが重要であり、道としては、引き続き、省エネ・新エネ促進行動計画に基づき、身近な地域で自立的に確保できる新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう取り組んでまいります。